

1 第1回審議会の審議内容

令和4年6月2日に開催した第1回廃棄物処理運営審議会では、一般廃棄物処理基本計画の法律上の位置付けや他の計画との関係性を確認した。

環境省の示す、「ごみ処理基本計画策定指針」等に基づき、本市のごみ処理実績の整理と標準的な評価項目の数値化を行い、国の目標値や中核市との比較による客観的な評価を行った。

評価の結果に基づき、標準的な評価項目の3つの視点による、“主要課題”を抽出するとともに、課題の分析を行い、本市における今後の取組の方向性について、検討した。

第1回審議会抽出した主要課題及び取組の方向性

視点	主要課題	分析結果による取組の方向性
循環型社会形成	① ごみ排出量の減量と資源回収率の向上について	<家庭系> ○減量の取組が浸透していない事項を中心に普及啓発の強化 ○紙類・布類の適切な分別の啓発強化 <事業系> ○小規模事業所を中心に排出・搬入指導の強化 ○先行事例の横展開等、情報提供の充実による減量や資源化の取組の促進
地球温暖化防止	② 焼却プラスチックの減量について	○効率的な再資源化処理体制の構築 ○市民への環境に配慮した製品の選択や、不要なプラスチック製品の削減の普及啓発
公共サービス	③ 住民満足度・市民サービスの向上について	○ふれあい収集の品目拡充 ○粗大ごみの戸別収集導入による排出者の利便性向上とステーション管理の負担軽減 ○指定ごみ袋の導入による可燃ごみの有料化については、引き続き慎重な検討

2 第1回審議会での主な意見と回答(案)

第1回審議会及び審議会後の意見書で、以下のご意見をいただきました。

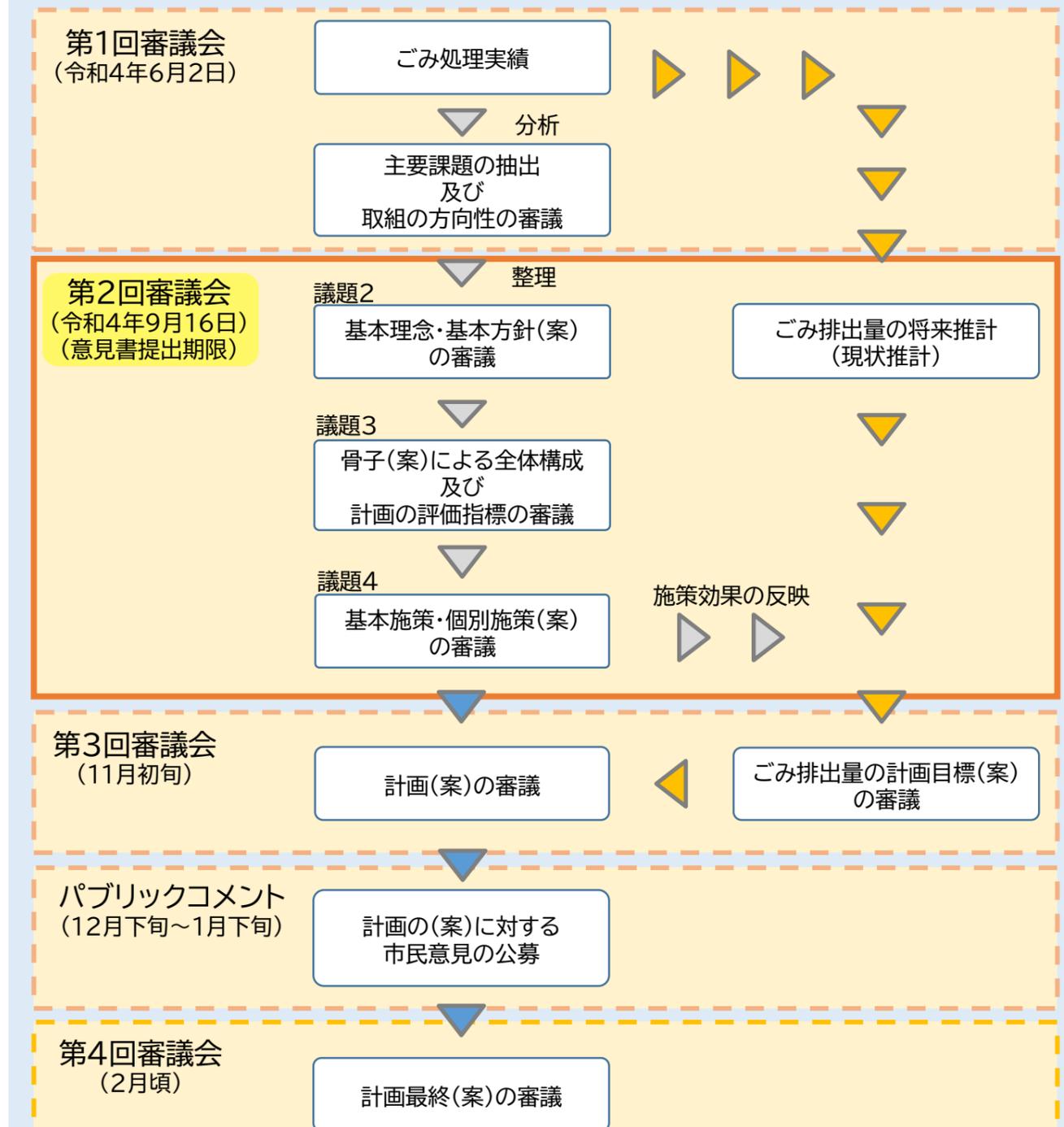
課題	意見	いただいた意見への回答(案)
①	量販店等での資源物の拠点回収が特に高知市は浸透している。回収量を市へ提供し協力したい。	独自の拠点回収以外での収集量等も含めた、全体でのリサイクルの取組の実態把握に努めます。
①②	紙類や衣類をはじめとして、リサイクルの方法、考え方を市民が理解しやすい啓発・情報提供を。	啓発内容の見直しや、様々な情報媒体での情報提供を検討し、市民に伝わる情報発信を推進します。
①	プラスチック製容器包装に搬入されたものに、ピン・缶・電池類、医療系廃棄物等、約20%の混入。	在宅医療廃棄物など廃棄物の特性に応じて、効果的な普及啓発を図ります。
③	ステーション管理における、カラス問題について、先進事例を参考に対策をお願いしたい。	ステーション管理の問題解決に向けて、先進事例を参考に、効果的な施策を検討します。
①	大きな会食で、料理が大量に廃棄されている。	食品ロスの削減に向けて、啓発の強化を図ります。
①②③	事業所の事業所ごみの排出方法について、踏み込んだ取組・指導等をお願いしたい。	事業系ごみの適正処理に向けて、指導の強化を図ります。
①③	ごみ処理に大きなコストがかかっており、それが税金により賄われていることの周知徹底を。	処理コスト等の情報を発信し、市民へのごみ処理コストの見える化を図ります。
①②③	SDGsの理念(「持続可能社会の実現」)を事業者、消費者とともに共有し、ごみ削減につなげる。	SDGsと計画の各施策との関係性を整理し、市民、事業者などの各役割を含めた啓発を図ります。
①③	家庭ごみの有料化の持つ意義について、積極的な情報発信を。	有料化について、慎重な検討を継続するとともに、導入により期待できる効果の研究を行います。

3 計画策定までの流れ

第1回審議会抽出した主要課題・取組の方向性のもとに、第2回審議会では、次期計画の基本理念・基本方針(案)や、計画構成の基本形を示す計画全体の骨子(案)、基本施策・個別施策(案)についての審議を行う。

第3回審議会までに、目標値を設定するために、まず、現状のままの推移でごみ排出量等を将来推計した『現状推計』を行い、個別施策の効果を検討して、『現状推計』に反映することで、次期計画最終年度である令和14年度の目標値を設定する。

第3回審議会では、主要課題ごとの評価指標の目標値を決定し、計画(案)として整理する。



基本理念・基本方針の(案)

1 基本理念

市民・事業者・行政の協働による持続可能な循環型社会の形成

循環型社会とは、天然資源の消費が抑制され、資源を有効利用することによって、廃棄されるものを最小限に抑え、環境負荷が低減された社会です。

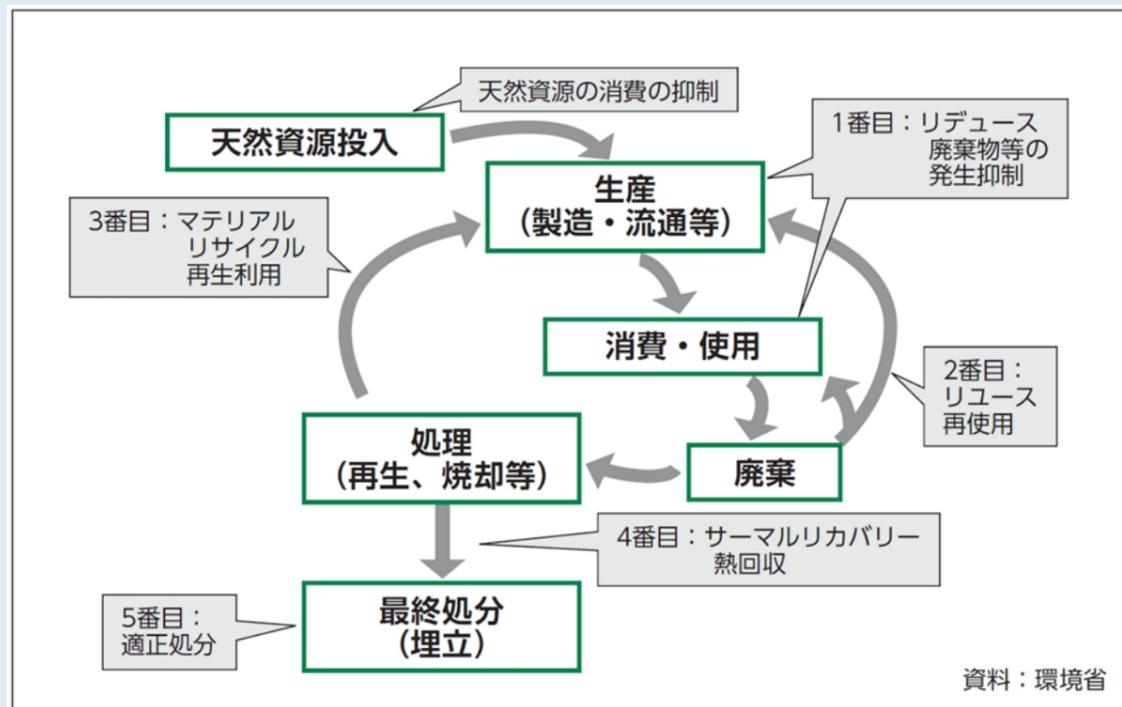
循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政の各主体が取組の方向性を共有し、製品の設計・製造段階、販売・提供段階、排出・回収・リサイクル段階といった様々な過程において、自らの役割を果たし、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を推進することが必要です。

市民は、日々の暮らしの中で、ごみの減量や分別に取り組み、事業者は、事業活動で発生するごみの減量・資源化及び適正処理に努め、行政は、市民・事業者が循環型社会の形成に向けた取組に参画できるように、必要な基盤やルールを整備し、参加と協働を促すことが重要です。

こうした取組への機運を高め、資源の循環はもとより、脱炭素社会の実現に向け、廃棄物処理における温室効果ガス排出量が削減された、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。また、未来を生きる子どもたちに環境問題を知ってもらい、持続可能な社会づくりの担い手を育みます。



■循環型社会の姿



2 基本方針

本計画の基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本方針を掲げ、取組を推進します。

基本方針1では、「協働の基盤を創る取組の推進」を掲げ、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、協働で取組を進めていくための普及啓発活動・基盤創りを推進します。基本方針1の普及啓発・協働によって、基本方針2「2Rの推進」、基本方針3「リサイクルの推進」で掲げる、ごみの減量やリサイクル等の取組を推進します。基本方針4では、安定的なごみ処理体制を軸に、市民満足度の向上を目指した取組を推進します。

基本方針1 協働の基盤を創る取組の推進

ごみの発生抑制やリサイクルを進めるためには、ごみの排出者である市民・事業者が相互に連携・協働しながら、自らの役割を果たすことが重要です。

市民・事業者のごみに対する意識を高め、一体となって3Rの取組を推進するため、積極的な情報提供や、幼少期からの環境教育の充実など、様々な普及啓発活動と協働の基盤創りに取り組みます。

基本方針2 2R(リデュース・リユース)の推進

持続可能な循環型社会の形成に向けては、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の中でも優先順位の高い、2R(リデュース・リユース)の取組が重要です。

市民・事業者の各主体に求められる具体的な行動を周知・啓発し、ごみ減量や廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。特に食品ロスの削減や、ワンウェイプラスチックの削減など、可燃ごみの削減に向けた取組を推進します。こうした取組が進むことで、将来的に建て替えが必要となる清掃工場の施設規模の縮小を目指します。

基本方針3 リサイクルの推進

ごみの排出時には、循環資源としてリサイクルできるよう、分別して排出することが重要です。現在、可燃ごみの中には、紙類や布類などのリサイクル可能な品目や、産業廃棄物等の不適物が混入している状況にあることから、市民・事業者に理解され、行動が実践されるよう普及啓発に努め、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正排出に向けて取組を進めます。

また、プラスチック類の更なる再資源化を図るために、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を開始する際には、丁寧な広報活動に取り組みます。

基本方針4 安全安心なごみ処理の推進

安全で適正なごみ処理を推進するため、収集・運搬、処理体制及び処理施設の充実を図ります。また、人口減少や高齢化社会の進行などの社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる持続可能なごみ収集体制の構築に取り組みます。

また、災害時における廃棄物処理体制の構築に向けて取組を推進します。

第1編 総論

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨・位置付け

○趣旨

令和4年度までを計画期間とする、「第3次高知市一般廃棄物処理基本計画」における計画目標の達成は、困難な見込みとなっている。加えて、人口減少や少子高齢化等の社会問題の進行により、ごみ収集サービスの在り方を検討する必要があること、また世界的に地球温暖化対策や、プラスチックごみの削減、食品ロスの削減など、地球規模での環境問題に対する取組への機運が高まっていること等、本市を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後10年間の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、循環型社会の形成を着実に推進するため、「第4次高知市一般廃棄物処理基本計画」を策定するもの。

○位置付け

長期的かつ総合的な視点に立って、一般廃棄物の処理を計画的に推進していくための基本的事項を定めたものであり、一般廃棄物行政を進めていく上での基本的な方針となるもの。

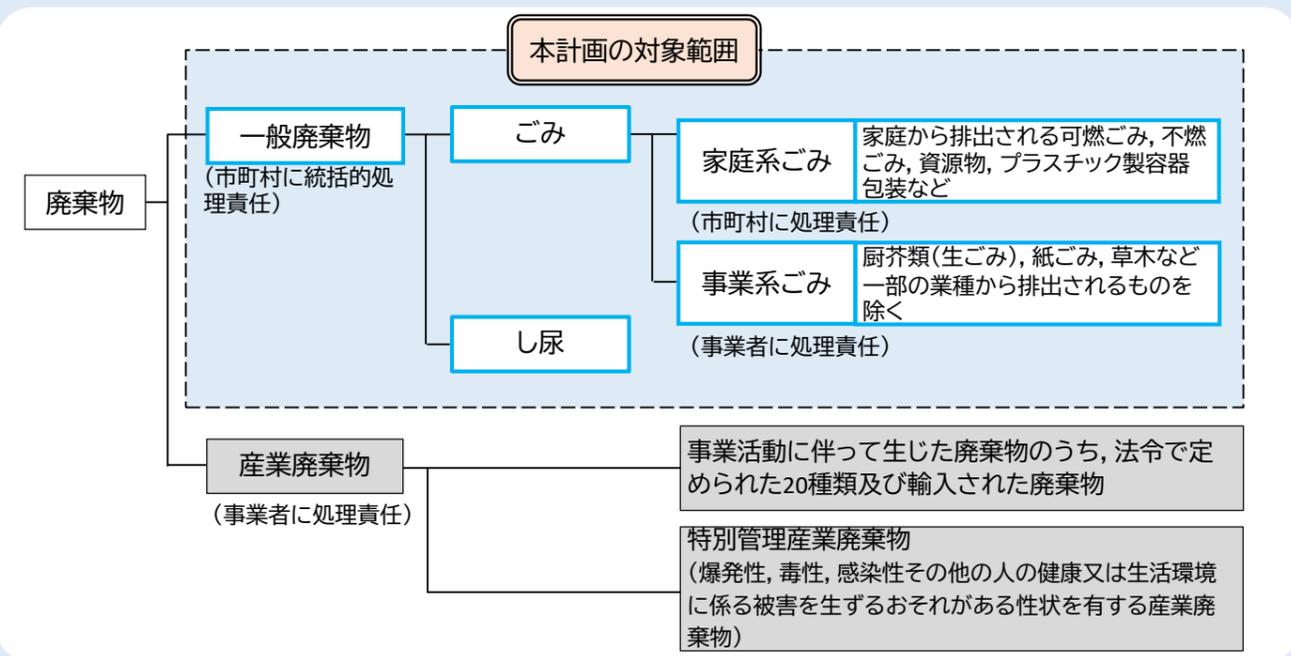
本市における上位計画である「2011高知市総合計画 後期基本計画」及び「高知市環境基本計画」との整合性を図りつつ、国や高知県が策定する計画等を踏まえ、今後の一般廃棄物処理行政における循環型社会の形成に向けた道筋を示す。

2 一般廃棄物行政の動向

- 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月1日施行）

3 計画の対象区域 本市全域

4 計画の対象範囲



ご意見いただきたいポイント ①

骨子(案)について、計画全体の構成について、ご意見ををお願いします。

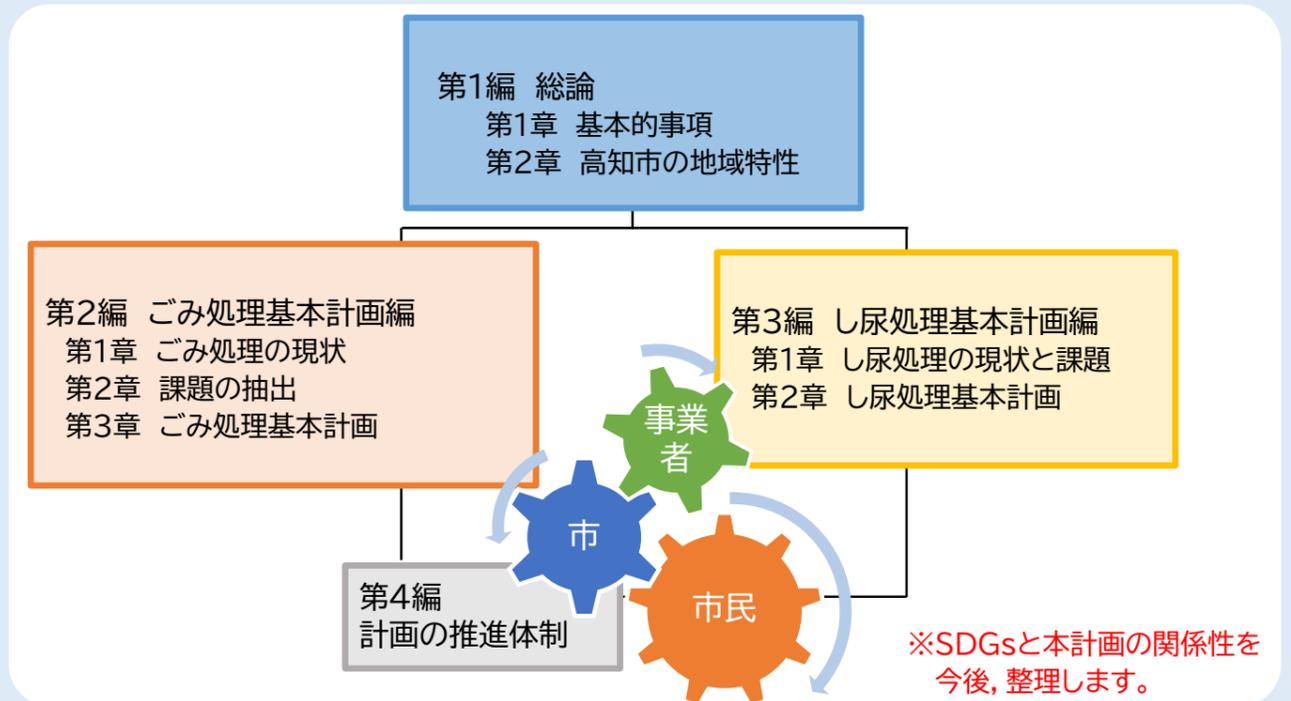
5 計画期間と目標年度

計画期間：2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間

目標年度：2032(令和14)年度

6 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は通常、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成される。本市では、別途、生活排水処理構想を定めていることから、第3次計画に引き続き、第4次計画においても、ごみ処理基本計画と、し尿処理に限定した、し尿処理基本計画の2つの基本計画で構成する。



第2章 高知市の地域特性

1 本市の自然環境

位置、地勢、気候等、高知市の自然環境の特徴を記載。

2 人口の状況

・人口及び世帯数 ・年齢3分別人口の割合

3 産業構造

・事業所数 ・従業員数

4 関連行政計画

- ・2011高知市総合計画後期基本計画 [2021~2030年度]
- ・第三次高知市環境基本計画 [2023~2032年度] (今年度策定予定)
- ・第2次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(区域施策編) [2021~2030年度]
- ・第5次高知市地球温暖化対策地域推進実行計画(事務事業編) [2022~2030年度]

第2編 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の現状

- 本市のごみ処理の現状として、分別区分、収集体制、ごみ処理フロー、ごみ処理体制を記載。
- ごみ処理の実績として、排出量、組成分析結果、再資源化量、ごみ処理費用を記載。

第2章 課題の抽出

1 ごみ処理の評価指標の状況

- 現計画の数値目標に対する達成状況や中核市との比較を記載

2 課題の抽出

- 整理した実績に基づいて抽出した主要課題について記載

第1回審議会結果を反映

視点	主要課題	分析結果による取組の方向性
循環型社会形成	ごみ排出量の減量と資源回収率の向上について	<家庭系> ○減量の取組が浸透していない事項を中心に普及啓発の強化 ○紙類・布類の適切な分別の啓発強化 <事業系> ○小規模事業所を中心に排出・搬入指導の強化 ○先行事例の横展開など、情報提供の充実による減量や資源化の取組の促進
地球温暖化防止	焼却プラスチックの減量について	○効率的な再資源化処理体制の構築 ○市民への環境に配慮した製品の選択や、不要なプラスチック製品の削減の普及啓発
公共サービス	住民満足度・市民サービスの向上について	○ふれあい収集の品目拡充 ○粗大ごみの戸別収集導入による排出者の利便性向上とステーション管理の負担軽減 ○指定ごみ袋の導入による可燃ごみの有料化については、引き続き慎重な検討

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本理念・基本方針

〔議題2での審議〕
資料2

2 計画の評価指標

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」における、標準的な評価項目のうち、課題を設定した3つの視点から、それぞれ評価指標を設定する。

循環型社会形成の視点からは、
 ①1人1日当たりごみ総排出量、
 ②1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源となるものを除く）、③事業系ごみ排出量、④資源回収率、⑤最終処分場の残余年数の5つを設定、地球温暖化防止の視点から、⑥温室効果ガス排出量を設定。公共サービスの視点から、⑦ごみ収集に関する住民満足度を設定。

循環型社会形成

- ①1人1日当たりごみ総排出量
- ②1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源となるものを除く）
- ③事業系ごみ排出量
- ④資源回収率
- ⑤最終処分場の残余年数

地球温暖化防止

- ⑥温室効果ガス排出量

公共サービス

- ⑦ごみ収集に関する住民満足度

ご意見いただきたいポイント ②

主要課題を基にした、計画の評価指標について、ご意見ををお願いします。

3 施策体系

施策体系 は次頁(5ページ)へ記載

ご意見いただきたいポイント ③

計画目標の持ち方について、ご意見ををお願いします。
 ※具体的な目標値の検討は、第3回審議会です予定

4 計画目標の設定

(1)計画の評価指標の計画目標



(再掲)3 施策体系

ご意見いただきたいポイント ④

目標達成に向けた、施策体系について、ご意見をお願いします。(個別施策の取組内容については、議題4で審議)

基本理念

市民・事業者・行政の協働による持続可能な循環型社会の形成

基本方針1

協働の基盤を創る取組の推進

基本施策1 見える・伝わる・参加できる普及啓発の推進

- ・市民ニーズに応じた情報提供の充実
- ・市民への啓発活動の推進
- ・幼少期からの総合的な環境学習の充実
- ・事業者への啓発活動の推進
- ・清掃施設での搬入指導の強化

- ・市民との協力・連携による取組の推進
- ・事業者との協力・連携による取組の推進

個別施策

基本施策2 協力・連携のための取組の推進

基本方針2

2R(リデュース・リユース)の推進

基本施策3 ごみの発生抑制の取組推進

- ・食品ロス削減と生ごみ減量の推進
- ・プラスチックごみの削減

- ・適正な受益者負担の検討
- ・リユースの推進

個別施策

基本施策4 再利用によるごみ減量の推進

基本方針3

リサイクルの推進

基本施策5 適正な分別排出の推進

- ・資源物の再資源化の推進
- ・その他適正排出の推進

- ・プラスチックごみの再資源化の推進

個別施策

基本方針4

安全安心なごみ処理の推進

基本施策6 市民に寄り添った収集・運搬体制の構築

- ・市民サービスの向上を目指した収集、運搬体制の整備
- ・クリーンセンターの適切な維持管理、整備
- ・再資源化処理の推進
- ・清掃工場の適切な維持管理、整備

- ・プラスチック減容工場の適切な維持管理、整備
- ・再資源化施設の適切な維持管理、整備
- ・最終処分場の適切な維持管理、整備
- ・その他適正処理の推進

個別施策

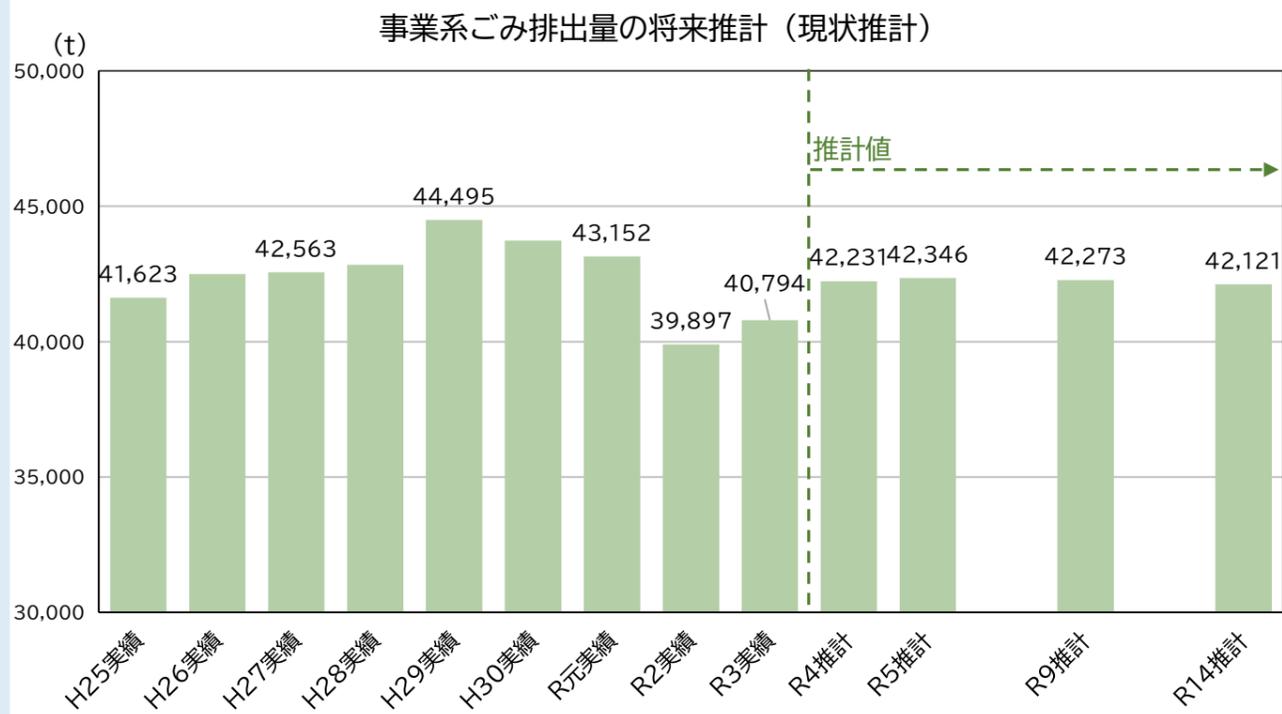
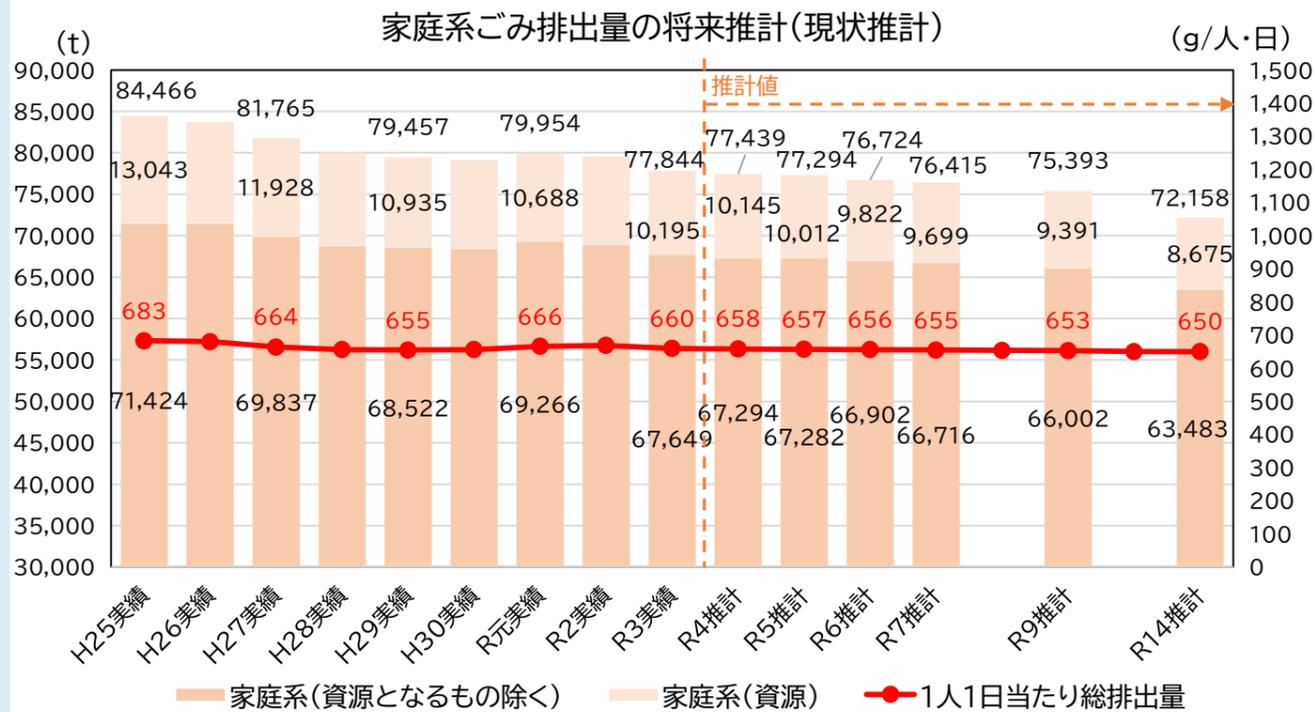
基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築

基本施策8 その他適正処理の推進

(2)ごみ排出量の将来推計(現状推計)

ごみ排出量の将来推計(現状推計)は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を参考に過去の実績と傾向から、「1人1日当たり排出量」や「1日当たり排出量」を推計し、将来推計人口や年間日数を乗じて、総排出量を予測したもので、現在の排出状況がそのまま推移する状況を想定したもの。

全体的な傾向として、家庭系ごみの排出量は、人口減少に連動して減少すると想定され、また事業系ごみの排出量は、コロナ禍以前の状況を見ると、ほぼ横ばいで推移すると想定される。



(3)ごみ排出量の計画目標

(2)のごみ排出量の将来推計(現状推計)に施策効果を反映して、ごみ排出量の計画目標をグラフで記載。

5 目標達成に向けた個別施策と取組

〔議題4での審議〕
資料4

第3編 し尿処理基本計画編

第1章 し尿処理の現状と課題

- 1 し尿処理の概要
 - ・処理体系, 生活排水処理人口の推移
- 2 し尿・浄化槽汚泥
 - ・処理実績の推移, 東部環境センターの概要

第3回審議会で審議

第2章 し尿処理基本計画

- 1 安定的なし尿・浄化槽汚泥の収集の継続実施に関する施策について
- 2 し尿・浄化槽汚泥処理施設の適切な運用に関する施策について

第4編 計画の推進体制

個別施策の実施状況について、定期的に、廃棄物処理運営審議会で報告し、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を行うとともに、状況に応じて、取組内容等の見直しを検討する。また、計画開始から5年を目途に、個別施策の実施状況等と計画目標等の達成状況について総合的に分析・評価し、基本施策・個別施策等の見直しを検討する。

第5編 参考資料

- 1 第3次計画期間中のごみ排出量等の実績
- 2 国及び県の達成目標
- 3 ごみ排出量等の将来推計データ
- 4 し尿処理の将来推計データ 等

基本施策1 見える・伝わる・参加できる普及啓発の推進

個別施策1 市民ニーズに応じた情報提供の充実

3Rの促進やごみ排出マナーの向上を目的に、様々なルートからの情報提供に努めます。

主な取組の内容

- 市の広報やLINE, ホームページを始め, テレビ, ラジオ等, さまざまな媒体を活用した, 情報発信
- 市民の実践行動に結びつくような分別チラシや家庭ごみ辞典等の普及啓発用冊子の充実
- 転入・転居時など機会を捉えた情報提供

イラスト・写真等

イラスト・写真等

個別施策2 市民への啓発活動の推進

各種取組を展開し, 3Rについて啓発を行い, 市民意識の高揚を図ります。

主な取組の内容

- 地域, 学校等からの要望に応じて, 3Rに関する出前講座
- 各種イベントや庁舎等での3Rに関するパネル展示
- 市民モニターを活用したごみ減量等の体験型取組

イラスト・写真等

個別施策3 幼少期からの総合的な環境学習の充実

幼少期から環境問題に触れ、3Rについての教育を充実するために学習資料の整備や学習機会の拡充を図ります。

主な取組の内容

- 小学生用副読本の作成及び配布
- 環境標語の募集や優秀作品のパッカー車への掲示
- 環境選隊クリーンレンジャーショー等による啓発活動
- 小学生児童と保護者を始めとする市民を対象とした清掃施設の見学会

イラスト・写真等

個別施策4 事業者への啓発活動の推進

事業者に対して、適正処理に関する啓発指導を行うとともに、自主的なごみの減量と再資源化を促進します。

主な取組の内容

〈多量排出事業者〉

- 廃棄物管理責任者の選任や、事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出の依頼
- 優良事例等の収集と他の事業者への情報提供

〈小規模事業所〉

- 分別排出の徹底や家庭系ごみステーションへの排出防止などの啓発及び指導
- 事業系ごみの出し方手引きやチラシなどの配布

個別施策5 清掃施設での搬入指導の強化

各清掃施設への搬入時に、不適切な搬入物に対する指導、展開検査を実施するなど、排出者・搬入者の意識高揚を図ります。

主な取組の内容

- 不適切な搬入物に対する指導、展開検査の実施

基本施策2 協力・連携のための取組の推進

個別施策1 市民との協力・連携による取組の推進

市民との協力・連携による取組を推進するとともに、協働の基盤となる仕組みを検討します。

主な取組の内容

- 登録団体と協力・連携した資源・不燃物の分別収集
- 廃棄物減量等推進員と協力・連携した3Rの推進
- 市民との意見交換等を行う場として、廃棄物行政地区説明会(ごみ懇談会)の継続開催

イラスト・写真等

個別施策2 事業者との協力・連携による取組の推進

事業者と協力・連携し、3Rの推進に向けた取組を展開します。

主な取組の内容

- 量販店等との協力・連携によるPETボトルの拠点回収の継続
- 他の資源物の拠点回収の可能性の検討
- 量販店等の独自回収量も含めたリサイクルの取組の実態把握
- 事業者と協力・連携した、食品ロス削減の取組の推進

イラスト・写真等

基本施策3 ごみの発生抑制の取組推進

個別施策1 食品ロス削減と生ごみ減量の推進

家庭や事業所における食品ロスの削減に向けて普及啓発を図ります。また、可燃ごみの約 40% を占めると言われる生ごみの減量を推進するため、排出時の水切り等の取組を推進します。

主な取組の内容

- 家庭での、食品ロス削減の取組の促進
- 事業所での、食品ロス削減の取組の促進
- 生ごみの減量に向けた水切りの普及啓発
- 生ごみ処理容器(乾燥)や段ボールコンポストの取組の促進

イラスト・写真等

個別施策2 プラスチックごみの削減

プラスチックごみの削減に向けて、提供者である事業所への普及啓発や、消費者である市民への普及啓発など、リデュースの取組を促進します。

主な取組の内容

- スーパーやコンビニ等で無償提供される、使い捨てスプーン等のワンウェイプラスチックの削減の促進
- レジ袋の削減に向けたマイバッグ持参の促進

イラスト・写真等

個別施策3 適正な受益者負担の検討

国が推進する一般廃棄物のごみの有料化について、家庭ごみ有料化の導入により期待できる効果を研究するなど、引き続き慎重な検討を実施するとともに、事業系一般廃棄物のごみ処理手数料について、適正な受益者負担の在り方を検討します。

主な取組の内容

- 家庭ごみの指定袋や有料化の導入により期待できる効果の研究
- 事業系一般廃棄物のごみ処理手数料の適正な受益者負担の在り方の検討

基本施策4 再使用によるごみ減量の推進

個別施策1 リユースの推進

ごみの減量を進めるために、リユースの取組を推進します。

主な取組の内容

- 民間のリサイクルショップ, リペアショップの活用など, リユースの普及啓発

イラスト・写真等

基本施策5 適正な分別排出の推進

個別施策1 資源物の再資源化の推進

適正な再資源化処理と市民によるステーション管理の負担軽減を図るため、本市の分別区分や排出ルールに沿った排出を推進します。

主な取組の内容

- 資源物の分別排出の普及啓発
- 特に、可燃ごみに、多く混入が見られる紙類・布類の分別排出の啓発強化
- 資源物の排出ルールに関する普及啓発

個別施策2 プラスチックごみの再資源化の推進

プラスチックごみの再資源化を図るため、水曜日に回収しているプラスチック製容器包装の適正な排出を推進します。また、プラスチック資源循環法に対応し、現在、可燃ごみとして焼却処理している製品プラスチックなどの分別区分を変更する際には、丁寧な周知啓発を図ります。

主な取組の内容

- プラスチック製容器包装の適正な分別排出のさらなる周知啓発
- 製品プラスチックの分別区分変更時の市民への丁寧な啓発

個別施策3 その他適正排出の推進

市で収集していないごみの排出方法や、可燃ごみ等への混入により、車両火災・作業員の怪我等の危険がある品目について、適正排出に向けたさらなる普及啓発を図ります。

主な取組の内容

- 家電リサイクル法対象機器の排出方法の普及啓発
- パソコンの適正処理の普及啓発
- 処理困難物の排出方法についての情報提供
- 関連団体や利用者を対象とした在宅医療廃棄物の排出方法の普及啓発
- 発火等の防止に向けた、発火器具・リチウムイオンバッテリーの排出方法の普及啓発

基本施策6 市民に寄り添った収集・運搬体制の構築

個別施策1 市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制の整備

市民によるステーション管理に対する支援や、排出の利便性及び収集・運搬の効率性の向上等に向け、より良い収集方法等の検討をします。

主な取組の内容

〈ステーション管理への支援〉

- 早朝の適正排出・分別指導の実施
- 資源物の持ち去り行為防止に向けた取組
- 啓発用看板やカラス対策(対策用ネット等)
- 市民による自主的なステーション管理への支援・協力

イラスト・写真等

〈市民サービスの向上〉

- 収集回数の均衡を図るための祝日収集等の継続実施
- 高齢者や障害者に対するふれあい収集の対象品目の拡充
- 粗大ごみの戸別収集の導入の検討

イラスト・写真等

個別施策2 クリーンセンターの適切な維持管理・整備

収集車両基地であるクリーンセンターは、平成27年3月に長浜宮田に移転しました。引き続き、安定的な一般廃棄物収集体制を維持するため、計画的なごみ収集車の更新や災害時の収集体制の確保に努めます。

主な取組の内容

- 国の排出ガス基準に沿った低公害車への買換えなど、計画的なごみ収集車の更新
- さらなる環境負荷の低減に向けた、電気自動車や水素エンジン車等の導入の検討
- 燃料備蓄設備による、災害時の収集車両の燃料確保の継続

基本施策7 安全で効率的な中間処理・最終処分体制の構築

個別施策1 再資源化処理の推進

容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づく再資源化を継続するなど、各種リサイクル法の目的に沿った処理を推進します。また、プラスチック資源循環法に基づく、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に向けた取組を推進します。

主な取組の内容

- 各種リサイクル法に目的に沿った処理の継続
- 市内一部地域において、プラスチック製容器包装とそれ以外の製品プラスチックを一括収集する実証事業の実施

個別施策2 清掃工場の適切な維持管理・整備

平成14年度に本格稼働を開始し、令和4年度で一般的な焼却プラントの寿命を迎える清掃工場について、長寿命化工事を実施し、令和28年度までの稼働を目指すとともに、今後も安全に安定した処理を実施するために、適切な維持管理・整備を行います。

また、ごみ焼却時に発生する熱を再生可能エネルギーとして回収し、発電等を効率的に行い、清掃工場及び余熱利用施設「ヨネッツこうち」で利用するとともに、余剰電力を売却しています。エネルギーの地産地消を行うとともに、温室効果ガス排出量の大幅な削減を図るために、発電した電力を市庁舎等で有効活用します。

さらに、ごみ焼却後の焼却灰・焼却飛灰については、セメント資源化を行うことで、平成19年度からゼロ・エミッション(廃棄物の排出ゼロ)を達成しており、最終処分量の低減に大きく寄与しています。引き続きセメント資源化を実施し、最終処分量の低減に努めます。

主な取組の内容

- 清掃工場長寿命化工事の実施
- 排ガス、排水、悪臭、騒音及び振動等、法令の基準の遵守及び維持管理の状況に関する市民への情報提供の実施
- 焼却時の熱回収による発電及び、発電した電力の市庁舎等での有効活用
- 焼却灰・焼却飛灰のセメント資源化の継続

個別施策3 プラスチック減容工場の適切な維持管理・整備

プラスチック製容器包装等の中間処理施設である高知市菖蒲谷プラスチック減容工場について、プラスチック製容器包装等の安定的・効率的な適正処理を継続するため、適切な維持管理に努めるほか、施設の老朽化対策やBCP対策等、今後の施設の整備方針を検討します。

主な取組の内容

- 菖蒲谷プラスチック減容工場の適切な維持管理
- 今後の整備方針等の検討

個別施策4 再資源化施設の適切な維持管理・整備

再資源化施設である高知市再生資源処理センターについて、資源物等の安定的・効率的な適正処理を継続するため、適切な維持管理に努めるほか、施設の老朽化対策やBCP対策等、今後の施設の整備方針等を検討します。

主な取組の内容

- 再生資源処理センターの適切な維持管理
- 今後の整備方針等の検討

個別施策5 最終処分場の適切な維持管理・整備

三里最終処分場の残余容量は、令和3年度末で120,561 m³となっており、覆土を考慮しても今後30年以上の容量は十分に確保できています。引き続き、清掃工場のゼロ・エミッション等により、最終処分量の減量を図るとともに、臭気や発生ガス対策を行うなど、適切な維持管理に努めます。

主な取組の内容

- 三里最終処分場の適切な維持管理

基本施策8 その他適正処理の推進

個別施策1 一般廃棄物収集運搬に関する適正な業の許可の運用

収集・運搬業の許可等については、今後のごみ量等に鑑み、中間処理計画も勘案しながら、第4次計画期間中も現在の規模を維持することを基本とします。

個別施策2 処理困難物への対応

自動車廃タイヤやプロパンガス、薬品等、市による適正な処理が困難なごみについて、事業者による回収が確立されるよう関係機関等を通じて要請します。

イラスト・写真等

個別施策3 不法投棄対策の強化

定期的なパトロールや啓発及び指導、不法投棄が多発する場所への防犯カメラの設置を行うとともに、警察等関係機関と連携して、不法投棄の根絶を目指します。

イラスト・写真等

個別施策4 災害廃棄物への対応

災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、高知市災害廃棄物処理計画に基づき、適正な対策・処理を進めます。

イラスト・写真等